

自動走行新ビジネス創出推進事業実施委託業務に係るQ & A

平成29年5月1日（月）掲載

Q 1	当該事業では一般管理費の計上が認められていないが、例えば、資料作成等に使用するコピー用紙やコピー機のトナーの交換に係る費用の計上はどのように計上すれば良いか。
A 1	<p>資料作成費についても、使途が明確であり、かつ当該事業の目的を達成するために支弁する必要な具体的な経費を積み上げた形での計上となります。</p> <p>「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項」20ページ参照</p> <p>なお、業務完了後の検査において、報告書に基づいて実際に支弁した経費とそれに係る帳票類（見積書、請求書、領収書又は口座振込依頼書等）を照合するため、使途及び数量については明確にする必要があります。</p>